

令和5年9月定例会

予算決算常任委員会資料

農業委員会事務局

目 次

ページ

・ 業務委託一覧	1
・ 太陽光発電設備に係る農地転用の件数、面積及び発電量	2
改正前の農地法第3条第2項第5号の要件に達しないものに対する3条許可について	
・ 農業委員会だより vol. 3 5（令和4年8月15日）	3-8
・ 農業委員会だより vol. 3 6（令和5年2月15日）	9-14

令和4年度 業 務 委 託 一 覧

令和5年9月定例会 予算決算常任委員会資料
 関連議案番号:議案第67号
 所管部局名:農業委員会事務局

所管 農業委員会事務局

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	事業名	決算額(円)	件名	契約先	契約種類
1 農業委員会費	2 農業委員会運営経費	2,048,640	農地情報端末保守委託	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 西日本営業第1部	1社随契

太陽光発電設備に係る農地転用の件数、面積及び発電量

令和5年9月定例会 予算決算常任委員会 資料
 関連議案番号:議案第67号
 関連科目:歳出(06)－(01)－(01)
 所管課名:農業委員会事務局

	4条許可			5条許可			4条届出			5条届出			計		
	件数	面積(m ²)	発電量(kw)	件数	面積(m ²)	発電量(kw)	件数	面積(m ²)	発電量(kw)	件数	面積(m ²)	発電量(kw)	件数	面積(m ²)	発電量(kw)
平成30年度	6	3,210.47	242.40	28	42,284.47	3,247.40	0	0.00	0.00	16	12,119.00	683.30	50	57,613.94	4,173.10
令和元年度	4	1,731.17	157.00	21	21,254.07	1,390.00	1	995.00	44.00	1	743.00	49.50	27	24,723.24	1,640.50
令和2年度	3	1,311.34	121.00	22	28,230.00	1,977.90	0	0.00	0.00	1	875.00	40.50	26	30,416.34	2,139.40
令和3年度	2	742.47	94.90	13	27,258.31	1,908.80	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	15	28,000.78	2,003.70
令和4年度	3	496.16	108.90	7	12,255.54	697.90	0	0.00	0.00	1	267.00	－	11	13,018.70	806.80
合計	18	7,491.61	724.20	91	131,282.39	9,222.00	1	995.00	44.00	19	14,004.00	773.30	129	153,773.00	10,763.50
令和5年度 (4～8月末)	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	3	2,607.00	－	3	2,607.00	－

※ 一時転用を含む

※ 発電量については、事業区域の内、農地が一部の場合であっても全体の数値を表記

※ 5条届出は発電量の記載を要しないことから、不明箇所あり

改正前の農地法第3条第2項第5号の要件(下限面積要件)に達しないものに対する3条許可について

令和5年度	5月		6月		7月		8月		計	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
	5	2,288.00	6	4,898.00	6	3,779.00	10	6,542.00	27	17,507.00

甲賀市 農業委員会だより

- 03 第72回全国植樹祭しが2022／獣害に負けない集落づくり
04 令和4年から農業者年金制度が改正されました
05 農れでい農らいふ／一農家の独り言
06 地域で頑張る農業者紹介／編集後記

輝け未来

第74回関西茶業振興大会 滋賀県大会に向けて



甲賀市土山町での茶摘み風景

つちやまちょう
土山町

水口町今郷棚田

● 出口茶審査会

甲賀農業協同組合本所

●出品茶入札販売会

令和4年9月7日(水)

●滋賀県大会式典

令和4年11月5日(土)

あいこうか市民ホール



大会
市で開催されます。

京都
県の6
を図り、
れるも
れます。
を競い、
、関西
。普通
路、てん
滋賀県
点の48

響を受
激しい状
位入賞
張ってお

令和3年6月に今郷集落では今

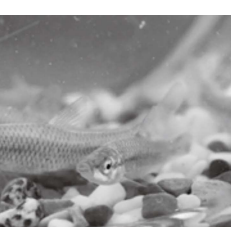
内、滋賀

県では7
地区、甲
賀市から
水口町今
郷の棚田
と土山町
山女原の
棚田が認
定となつ
ています。



景観などの多面的機能に対する理解を深めるために、優良な棚田地域を認定するものです。

今回、認定を受けた今郷棚田集落協定は、博物館等との連携による生態系の保全活動や棚田を活用した環境教育、集落で取り組む持続可能な棚田保全の仕組みなどが評価されました。同協定の福野憲二さんは「棚田地域は、農産物の供給にとどまらず、水源や生物の多様性の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、多面にわたる機能をもっている。認定を契機として、棚田の価値を周知し、保全に向けた機運を高めて、未来につないでいきたい。」と話しておられます。(Y)



4

第72回全国植樹祭じが2022

全国植樹祭が6月5日、甲賀町鹿深夢の森で行われました。滋賀県では、昭和50年に栗東町（栗東市）で行われて以来、2回目の開催となりました。

本来であれば天皇后陛下ご臨席のもと、お手植え・お手まきが予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等でリモートでのご参加となり、「お野立所」に設置された大型スクリーンには、皇居御所からの映像が映し出されました。また式典には、全国から約一、〇〇〇人が招待され、表彰や記念植樹をはじめさまざまなパフォーマンスが披露されました。

「木を植えようびわ湖も緑のしずくから」がテーマとなっているように、樹木は自然環境や水資源においても重要な役割を果たしています。

現在、世界では様々な事態が発生し、貿易や輸入資源に多大な影響を及ぼしています。日本においても過去に類を見ないほどの物資

不足による価格高騰が人々の生活を苦しめ、改めて自国での生産力の拡大が重要課題となっています。

その中で、『食』の安定供給の面から見た、農業が果たす役割は大変大きく、米や野菜類だけでなく、家畜飼料の生産増など、政府の対策は急務となっています。

樹木の生い茂る山林が育むものは、木そのものだけでなく水資源もあり、生活の面からも農業の面からとても重要であることは言うまでもありません。

植樹祭を通して、樹木や山林など、自然にふれあい、感謝をすることは、農地

への感謝につながることであります。感謝する機会、食の未来の観点からも、守

り続けていかなければなりません。（Y）



獣害に負けない集落づくり

信楽町宮尻集落

農水省の2021年度鳥獣対策優良活動表彰で、近畿農政局管内から「信楽町宮尻集落」が農村振興局長賞（被害防止部門）に選ばれました。

当集落は中山間地にあり、シカ、サル、イノシシ等により長年農作物被害を受けてきたことにより、2011年頃から、集落ぐるみで本格的な獣害対策への取組みが始まりました。

取組みの主な内容としては、
・集落役員が中心となり、侵入防止柵の設置を進めつつ、住民合意のもと、集落環境診断により実施計画を策定し、耕作放棄地の解消など様々な対策を実施。
・耕作放棄地での小型家畜（ヒツジ・ヤギ）の放牧による農地の除草により、圃場環境が改善され、イノシシの侵入が減少した他、小型家畜の放牧により集落の「交流の場」が生まれた。

・サルの追い払いについては、講習会の開催及び市が情報発信するサル接近情報の活用などに



ロケット花火によるサルの追い払い実演会

より、効果的な追い払いを実践した結果、サルによる農作物被害はほぼなくなった。

こうした取組みの結果、2011年に135万円だった農作物被害額は、2020年には70万円まで減少しました。

集落のリーダーは、「高齢者から若者まで生き生きと暮らせる住みよい集落づくりにつながるよう、これからも活動を計画していきたい」と話されています。（T）



令和4年から農業者年金制度が改正されました

1. 若い農業者が加入しやすいよう保険料の引き下げ（令和4年1月1日以降）

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになりました。

（保険料の納付額下限額が2万円から1万円に引き下げ）

※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し、経営に参加している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

なお、通常加入で2万円未満の保険料の選択された方が、35歳または認定農業者などになった等①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更または政策支援加入の手続きが必要となります。



2. 農業者年金の受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年1月1日以降）

○農業者老齢年金（昭和32年4月2日生まれ以降）

通常加入された方については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択できるようになりました。なお、手続きをせず75歳に達した場合は、75歳から受給することとなります。

○特例付加年金（昭和32年4月2日生まれ以降）

特例付加年金（政策支援加入された方）については、受給要件※を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになりました。また農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

※特例付加年金の受給要件

- ① 60歳に到達した日の前日において20年以上の保険料納付期間等を有していること
- ② 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ③ 65歳以上であること



3. 農業者年金の加入可能年齢の引き上げ（令和4年5月1日以降）

これまで農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号の被保険者でしたが、改正により65歳まで加入できるようになりました。ただし、60歳以降に加入できる方は国民年金の任意加入者に限られます。

◎制度改正の詳細は、農業者年金基金のホームページ（農業者年金制度の改正について）をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の紹介

欠員となっていた農地利用最適化推進委員は、7月総会で議決され、以下のとおり委嘱しました。

さわだ まさゆき
澤田 真幸



担当地区

植
・
宇田
・
酒人

甲賀市水口町植 202

Tel 0748-62-4975

任期 令和4年7月11日～令和5年7月19日



「菊づくりは、仲間づくり、みんなの笑顔」をコンセプトに、女性7名で小菊作りに挑戦されている甲賀町の岩室農組合（夢ふあーむ岩室）女性の部の皆さんの紹介です。



活動のきっかけは、JA佐山みどり会のメンバーであった女性5名に岩室営農組合から声がかかり、菊づくりに挑戦することから始まりました。昨年から新メンバー12名の若者が加わり、楽しく活動を行っています。

現在は、主にお盆用の「夏菊」と、お正月用の「寒菊」のハウス栽培の2作に集中しています。

7年前、ハウスの有効利用を目的に始めた小菊づくりは、初めてのことでばかりで苦労の連続でした。排水の悪さによる根腐れ、連作障害による生育不足、害虫や病気被害、夏のハウス内作業の暑さなどたくさんの障壁がありました。が、県農産普及課やJAの営農指導や花卉（かき）部会の協力を得て、何とか皆さんに喜んでいただける小菊が作れるようになりました。

地域の皆さんから「きれいに咲いたね」「岩室の菊は長持ちするね」等、お褒めの言葉を頂いたときは、とてもうれしく、励みとなり、やってきてよかったと思う最高の瞬間です。

これからも、一人でも多くの人の笑顔に出会えるよう頑張って活動を続けていきます。

（Ｔ）



整枝作業風景

一農家の 独り言

「地産地消」という言葉は聞いて久しいが、最近「国産国産」という言葉を耳にする。「国民が必要として消費する食料は、できる限りその国で生産する」という考え方だ。言葉にすればこれだけのことだが、考えるほど大変な問題であることよくわかる。

①地球規模で起きている気候変動が農産物の生産に大きな影響を及ぼすことが予想されている。アメリカでは広大な農地が地下水の減少で穀物が作れない地域が始めている。日本でも大型台風や洪水による被害など、近年身近なところで発生している。

②国内では、農業者の高齢化や少子化で農業人口が減少し、農地の荒廃が進み、耕作農地がすごい勢いで減少している。

③日本の食料自給率（カロリーベース）は、2019年時点で38%となっており、6割以上を輸入に頼っている現状である。ロシアによるウクライナ侵攻のことを考えれば、世界はい

つ何が起こるか
わからない。

④食べ物、兵器
であるということ
を聞いたこと

がある。戦国時代に城を攻め落とすには「兵糧攻め」という戦略がある。食べ物がないければ城は落ちる。

⑤日本は今、飽食の国である。食べ物があふれている。余った食料が大量に廃棄されている。今、日本国民はその危機感がない。

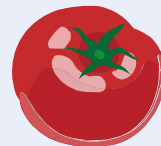
国内で作ったものを優先して購入し、食べることは国を守り、国土を守り、農地・農家を守ることになる。農業は農家だけが守るのではない。国民が守るという意思が必要だ。

子どもたちの将来を考えたとき、家の食卓に並んでいる食材のことを一人ひとりが考え、「国産国産」の行動に移すことが今必要である。

（Ｔ）



がんば 地域で頑張る農業者紹介



土山町黒川 なかもと よしみ
中本 芳美さん

滋賀県立農業大学校での2年間の専門課程を修了され、今春就農された中本芳美さんをご紹介します。

Q 農業を始めたきっかけは？

A 30年勤めた会社を退職し、これからの人生をゆっくりと過ごす予定でしたが、夫や息子の勧めもあり、何か自分でやりたいことがないかと考えていたところ、子どもに食べたまぎたてのトマトの味が鮮明によみがえり、自分の手で美味しいトマトづくりをしたいと思うようになりました。



Q 就農してよかったことは？

A 毎日ハウスに行き、好きなトマトと向き合い、2年間学んだ栽培技術・方法を自分なりに実践し、楽しく、充実した美味しいトマトづくりに取り組んでいます。

収穫したトマトを道の駅や、花野果市に届け、たくさんの野菜の中から自分の育てたトマトを手に取り、買っていただいたときはとてもうれしいです。

Q 今後の目標は？

A 今は、ハウスのトマト栽培ですが、息子がやりたいと思っているナスの栽培も取り入れ、家族で楽しく経営ができればうれしく思います。そのためには、もっと技術をみがき、愛情を込め、美味しいトマトを皆さんにお届けできるよう、日々努力していきたいと思っています。(O)

国が支える。安心が大きくなる 担い手 積立年金

農業者年金

旧年金の経営移譲年金を受給されている方で、後継者に委譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農業者年金加入条件 農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

●65歳までの方 ●年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可) ●国民年金第1号被保険者

お問い合わせは…

甲賀市農業委員会事務局 TEL 69-2262

JAこうか営農購買課 TEL 62-0720

全国農業 新聞

■発行日 毎週金曜日
■購読料 1ヶ月 700円
■申込
農業委員会事務局
または地区農業委員へ

編集後記

「第72回全国植樹祭しが2022」が甲賀市甲賀町の鹿深夢の森で開催され、「森林」「びわ湖」「人(暮らし)」の関わりを再認識し、自然に感謝するよい機会となりました。農業分野において、地産地消の原点は、食べる人(消費者)の美味しいという笑顔にあり、我々農業者の頑張る元気の源です。次の世代、その次の世代へと持続的につないでいきましょう。(F)